

情報セキュリティシステム一式構築業務仕様書

1. 件名 情報セキュリティシステム一式構築業務
2. 納入場所 大和高田市役所内 大和高田市大字大中98番地4
3. 納入期限 令和8年6月30日
4. 保守期間 令和8年7月1日～令和13年6月30日

5. 導入の背景

本市では、住民の個人情報等を含む重要な情報資産を保護するため、平成25年10月より情報セキュリティシステムを導入し運用している。

昨今の情報化社会において、情報漏洩や不正流出は重大なリスクであり、これらを防止することは最重要課題である。

更新時期を迎える令和8年度においては、資産管理ソフトウェアについて、実績があり安定稼働しているSky社製「SKYSEA Client View」を継続採用し、システムを稼働させる機器等の再構築を行う。

併せて、情報セキュリティガイドラインに準拠した環境整備を実施し、情報資産の保護と運用の安定性を確保する。

6. 基本仕様

- (1) 導入後の迅速な保守のため、現地での訪問修理が可能であり、導入後5年間は修理に必要な部品を無償で提供できるパーツ保証を実施できること。
- (2) 各機器については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に準拠したものであること。
- (3) 各機器については、必要以外のサービスの停止、最新のセキュリティパッチの適用などセキュリティ対策を施した機器であること。
- (4) 機器の全てについて、必然的に必要となる物品については、仕様書記載の有無にかかわらず、全て納入すること。
- (5) 調達する物品は、「別紙1 調達機器等一覧表 新規仮想化基盤構築」の仕様に準拠していることとするが、本市が保有する資産の有効活用およびコストの最適化を図るため、本市が保有する既存の仮想化基盤システムを強化して利用することも可能とし、その場合は「別紙1 調達機器等一覧表 新規仮想化基盤構築」ではなく「別紙2 調達機器等一覧表 既存仮想化基盤強化」に示す物品を見込むこと。
- (6) 既存仮想化基盤強化を選択する場合、仮想化基盤システムへのサーバ追加にかかる以下作業、仮想化基盤システムおよび仮想サーバのOSまでの運用保守は本市が契約する仮想化基盤構築業者に

より実施するものとし、各費用を今回の調達に含めること。

- ・機器のラッキングおよび配線作業
- ・仮想化基盤システムに係る設計および構築作業
- ・仮想化ホストOSのインストールおよび初期設定
- ・仮想サーバの作成およびOSセットアップ（基本設定まで）

なお、各仮想サーバで使用するOSライセンスについては今回の調達に含めること。

- ・作業費
1,600,000円(税抜)
- ・運用保守費(5年間)
1,200,000円(税抜)

7. 機器の仕様

(1) クライアント

[インターネット系]

- ・クライアント数：150デバイス
- ・クライアントOS：Windows 11 Pro (64bit)

[LGWAN系]

- ・クライアント数：700デバイス
- ・クライアントOS：Windows 11 Pro (64bit)

[マイナンバー系]

- ・クライアント数：550デバイス
- ・クライアントOS：Windows 11 Pro (64bit)

- ・Windows Server 2025 User CAL：700ライセンス調達対象とする。

(2) 今回調達する機器は、情報政策課既設の19インチラックに格納できること（参考載予定ラック型番：河村電器産業株式会社製 ITS42-1020）

(3) ハードウェア仕様

仮想化基盤サーバ

- ア. 新規仮想化基盤構築を選択する場合、調達する機器及び数量は、本仕様書及び「別紙1 調達機器等一覧表 新規仮想化基盤構築」のとおりとする。
- イ. 既存仮想化基盤増強を選択する場合、調達する機器及び数量は、本仕様書及び「別紙2 調達機器等一覧表 既存仮想化基盤増強」のとおりとする。
- ウ. サーバのOSセットアップを行うこと。サーバは以下の通りとする。
 - a) インターネット系IT資産管理システム用サーバ
 - b) LGWAN系IT資産管理システム用サーバ

- c) マイナンバー系IT資産管理システム用サーバ
 - d) インターネット系ウイルス対策用サーバ
 - e) LGWAN系ウイルス対策用サーバ
 - f) マイナンバー系ウイルス対策用サーバ
- エ. サーバ稼働に必要な導入作業を全て行うこと。なお、上記記載の物品以外にシステム導入に必要な物品があれば今回の調達に含むこと。
- オ. 新規仮想化基盤構築を選択する場合、仮想化基盤サーバに専用のバックアップNAS（別紙1 調達機器等一覧表 新規仮想化基盤構築 2.）を用意し、サーバデータ等の外部バックアップを実現すること。専用のリカバリメディアを使って、初期納品時の状態へリストアできる体制を作ること。

(4) 設置場所

- ア. 今回機器調達する場合は、本庁サーバ室に設置
- イ. サーバ接続構成
- サーバ ～ サーバ室ハブ間は10Gbps（インターネット系/LGWAN系/マイナンバー系、バックアップNAS接続用）
 - サーバ ～ バックアップストレージ間は10Gbps
- ウ. 本庁LAN構成
- サーバ室 ～ 各階メインハブ間は1,000Mbps
 - 各階メインハブ ～ 原課設置端末間は1,000Mbps
- エ. 出先ネットワーク構成
- サーバ室 ～ 出先機関との回線速度は1,000Mbps
 - 出先機関内のLANは1,000Mbps

- (5) 新規仮想化基盤構築を選択する場合、異常発生時はサーバ管理者への通知（メール、連絡等）が可能であること。また、機器前面のパネル等により障害の原因が特定できること。

（例）ハードディスク異常、バッテリー交換が必要等

- (6) 電源障害や停電発生時に、今回調達するUPSにて5分以上サーバを稼働させることが可能であり、システムを安全に停止できること。また、復旧した際にはシステムを自動で起動できること。

- (7) 今回調達する機器について、保守期間内に搭載バッテリー等の交換が必要となった場合は、その交換機器費用及び交換作業費用を見込むこと。

- (8) 新規仮想化基盤の構築を選択する場合、サーバラックは、既設の19インチラック（42Uタイプ）を利用し、8U以内で納めること。

(9) ソフトウェアの仕様

- ア. 新規仮想化基盤構築を選択する場合、調達するソフトウェア及び数量は、本仕様書及び「別紙 1 調達機器等一覧表 新規仮想化基盤構築 ソフトウェア」のとおりとする。
- イ. 既存仮想化基盤増強を選択する場合、調達するソフトウェア及び数量は、本仕様書及び「別紙 2 調達機器等一覧表 既存仮想化基盤増強 ソフトウェア」のとおりとする。
- ウ. ソフトウェアについては、別途に記載された契約期間中に有効な保守契約をメーカーとの間で結んでおき、電話、E-Mailによる問い合わせサポート、メーカーで提供するユーザー向け情報提供Webサイトの利用、最新版へのソフトウェアバージョンアップが行えるようにしておくこと。保守契約中の電話による問い合わせサポートはフリーダイヤルが望ましい。
- エ. WindowsサーバOSについて、OSソフトウェアに関する問い合わせ、障害発生時の復旧支援問い合わせ、イベントログやメモリダンプ送付による解析調査について、サーバーメーカーへ問い合わせ可能なこと。サーバーメーカーで解決できない場合は、日本マイクロソフトへエスカラーションされること。問い合わせに掛かるコストは全て本件の範囲内に含むものとし、インシデント数などによる制限が無いこと。

8. 役務仕様

(1) 仮想化基盤サーバ（新規仮想化基盤構築を選択する場合）

ア. 適用範囲

本役務は指定するソフトウェア機能を用いて受託業者が最良な提案を行い、情報政策課の承諾を得て導入すること。

以下の機能利用を想定している。

- a) サーバ仮想化
- b) 仮想化ホストの冗長化

イ. 役務内容

以下の役務を主に実施するものとする。

- a) OS環境設計、インストール、環境設定
- b) 利用を想定する各機能の環境設計、インストール、環境設定
- c) 上記機能テスト
- d) 上記a)～c)に関連するドキュメント作成
 - ・設計書
 - ・設定パラメータシート
 - ・テスト設計書
 - ・テスト仕様書
 - ・運用マニュアル

ウ. 留意事項

以下の事項に留意するものとする。

- a) 本サーバの環境設計については、受託業者が最良な提案を実施し情報政策課の承認を得る

こと。

b) その他条件を満たす為に必要なソフト、機器等には納入業者にて用意することとする。

(2) IT資産管理システム用サーバ

ア. 適用範囲

指定するソフトウェア機能を用いて受託業者が最良な提案を行い、情報政策課の承諾を得て導入すること。

以下の機能利用を想定している。

- a) 資産管理
- b) ソフトウェア資産管理
- c) デバイス管理
- d) ログ管理
- e) セキュリティ管理
- f) 各種レポーティング

イ. 役務内容

以下の役務を主に実施するものとする。

- a) OS環境設計、インストール、環境設定
- b) 利用を想定する各機能の環境設計、インストール、環境設定
- c) 上記機能テスト
- d) 上記a)～c)に関連するドキュメント作成
 - ・設計書
 - ・設定パラメータシート
 - ・テスト設計書
 - ・テスト仕様書
 - ・運用マニュアル

ウ. 留意事項

以下の事項に留意するものとする。

- a) 本サーバの環境設計については、受託業者が最良な提案を実施し情報政策課の承認を得ること。
- b) その他条件を満たす為に必要なソフト、機器等には納入業者にて用意することとする。

(3) ウイルス対策用サーバ

ア. 適用範囲

指定するソフトウェア機能を用いて受託業者が最良な提案を行い、情報政策課の承諾を得て導入すること。

以下の機能利用を想定している。

- a) パターンアップデート

- b) クライアント管理
- c) 検索除外設定

イ. 役務内容

以下の役務を主に実施するものとする。

- a) OS環境設計、インストール、環境設定
- b) 利用を想定する各機能の環境設計、インストール、環境設定
- c) 上記機能テスト
- d) 上記a)～c)に関連するドキュメント作成
 - ・設計書
 - ・設定パラメータシート
 - ・テスト設計書
 - ・テスト仕様書
 - ・運用マニュアル

ウ. 留意事項

以下の事項に留意するものとする。

- a) 本サーバの環境設計については、受託業者が最良な提案を実施し情報政策課の承認を得ること。
- b) その他条件を満たす為に必要なソフト、機器等には納入業者にて用意することとする。

(4) 共通

- ア. 新規仮想化基盤構築を選択する場合、各サーバのデータバックアップ運用について、受託業者が最良な提案を実施し情報政策課の承諾を得て環境を構築すること。
- イ. 新規仮想化基盤構築を選択する場合、各サーバの全データのバックアップを実施すること（本バックアップデータはハードウェア障害等の惨事復旧に利用できること）また、システム機能上で重要なデータは日々のデータバックアップ運用に組み込むこと。
- ウ. 機器の搬入は情報政策課と相談の上、業務等に支障をきたすことがないようにすること。また、作業のなかで生じた問題については、情報政策課の指示に従うこと。
- エ. 納入時に発生する空き箱等の残材は、納入業者が責任をもって処分すること。
- オ. 納入機器等には、取扱説明書、保証書等を添付すること。
- カ. 搬入等に係る費用の一切を含むこと。
- キ. 納入時には、全体作業の責任者を定めるとともに、各々の作業について責任者（全体責任者が現場にいる場合は、兼任も可）を定め、作業時には名札を付けること。
- ク. 納入時には、サーバ本体に情報政策課が提供するシールを貼り付けること。
- ケ. 既設のサーバ及び資産管理ソフトウェア、ウイルス対策ソフトウェアの設定情報を元に、各種の設定を行うこと。また、ユーザー情報の作成を行うこと。
- コ. 今回導入に伴い発生する端末作業（プロキシ設定、資産管理クライアント及びウイルス対策クライアントの導入等）に係る費用は、全て見込むこと。

サ. テスト計画書を作成し、テスト実施前に情報政策課にてテスト項目の確認及び承諾を得ること。
また、テスト完了時はテスト結果を情報政策課に報告し、承諾を得ること。

(5) 移行・切り替え

ア. 既存IT資産管理システムからのデータ移行は以下のとおりとする。

- ・資産管理データ
- ・操作ログデータ
- ・デバイス管理データ
- ・組織データ
- ・その他、情報政策課が指定するデータ

イ. 既存ウイルス対策システムからのデータ移行は以下のとおりとする。

- ・クライアント管理データ
- ・その他、情報政策課が指定するデータ

ウ. 各サーバ、ネットワーク機器の移行及び切り替えについては安全性を含め、以下を十分に考慮し行うこと。また、移行・切り替えの手法、スケジュール等の内容詳細については事前に計画書を作成し、情報政策課と協議の上、決定とする。

- a) 移動業務への影響
- b) 移動業務の運用スケジュール
- c) 進捗遅延や切り替え時のトラブル発生による環境切り戻し

(6) 運用

ア. 各サーバの運用管理に必要なハードウェア及び、ソフトウェアの簡易操作マニュアル、障害対応マニュアルを作成し提供すること。また、内容の詳細等については情報政策課と協議の上、決定とする。

イ. 各サーバについて、バックアップやログ管理等の日常的に管理する必要性のある運用業務について運用マニュアルを作成し提供すること。また、内容の詳細等については情報政策課と協議の上、決定とする。

ウ. 各サーバを運用するにあたり、情報政策課に対し十分な研修を行うこと。また、内容の詳細等については情報政策課と協議の上、決定とする。

9. 運用保守要件

(1) 情報セキュリティシステム及び設置した機器類のハードウェアに障害が発生した場合、迅速に障害が復旧可能な体制を有すること。

(2) 保守対応については、次のとおりとする。

ア. 12月29日から翌年1月3日までと祝日を除く月曜日から金曜日までの9時00分から17

- 時30分までとする。ただし、サーバ機器については24時間365日とする。
- イ. 受付対応時間は、9時00分から17時30分までとする。ただし、サーバ機器については24時間365日とする。
- ウ. 復旧作業に時間を要し、17時30分を超えた場合は、対応時間外においても復旧作業を継続するものとする。
- エ. 次のいずれかに該当する場合は、受付対応時間及び復旧作業対応時間を延長できるものとする。
- ・致命的な障害等で対応が緊急に必要であると保守業者が判断したとき。
 - ・本市からの申出があったとき。
- (3) 稼動後5年間のシステムエンジニアサポートを行うこと。
- サポート条件は以下の通りとする。
- ・対応時間は平日9時00分から17時30分とする。
 - ・本事業導入機器、ソフトウェア（OS含む）及びパッケージシステム全般に関する問題解決支援とする。
 - ・問合せ方法は、電話または電子メールとする。
- (4) 納入する機器の保守事業者は、プライバシーマーク又はISO27001認証を取得していること。
- (5) 障害復旧作業後は、その内容について文書又は電子媒体で報告すること。
- (6) 人事異動や機構改革時の異動作業において、想定外の障害等に対処するため、技術的なサポートを行うこと。
- (7) 既存及び今後発見されるWebアプリケーションの脆弱性に対して、即時に適切な対応を行うこと。
- また、コンピュータウイルスが発見された場合の報告、対処手続についても明確にすること。
- (8) 情報政策課に対して連絡体制を明確にし、情報政策課から故障等の連絡のあった場合は、状況を把握し迅速な対応を行うこと。
- (9) サーバの保守事業者は、サーバ設置場所へ公共交通機関等を利用して2時間以内で移動できる場所に保守拠点を有すること。
- (10) 初期不良等の場合は、迅速な対応を行い、使用可能な状態に復旧すること。
- (11) 納入機器については、導入後5年間のメーカー保守を行い、機器の故障等が発生した場合は、無償でシステム復元とデータ復旧を行うこと。
- (12) 保守契約に必要な登録作業は、納入業者が行うこと。
- (13) 各機器については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に準拠したものであること。
- (14) 各機器については、必要以外のサービスの停止、最新のセキュリティパッチの適用などのセキュリティ対策を施した機器であること。
- (15) 障害発生時、保守作業により交換した故障HDD又はSSD等記憶媒体については、ディスク返却不要パックとする等、保守業者持込みの記憶媒体と入れ替えるなどの処置をとり、故障した記憶媒体を引き上げることの無いようにすること。

以上